

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	・健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種相談及び指導等を実施する。 ・特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①検診結果の管理 ②世帯情報の確認 ③検診結果の照会 ④健康相談の実施 ⑤栄養指導の実施
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・表139の項 (第2条の表における情報照会の根拠) ・表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課保健予防係及び成人保健係
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健予防係・成人保健係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

題用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスには、ID、パスワード、静脈認証によってアクセスが可能な職員を限定している。また、権限を持たない職員が特定個人情報の閲覧や編集ができないようアクセス制限を実施しているところから「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	記載なし	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年2月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年2月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	・健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種相談及び指導等を実施する。 ・特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①検診結果の管理 ②世帯情報を確認し無料クーポン券の発行 ③検診結果の照会 ④健康相談の実施 ⑤栄養指導の実施	・健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種相談及び指導等を実施する。 ・特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①検診結果の管理 ②世帯情報の確認 ③検診結果の照会 ④健康相談の実施 ⑤栄養指導の実施	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の76の項 ・番号法第19条第8号及び別表第二	・番号法第9条第1項及び別表101の項	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） ・102の2の項 （別表第二における情報提供の根拠）	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 （第2条の表における情報提供の根拠） ・139の項 （第2条の表における情報照会の根拠）	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康づくり課予防係及び保健指導係	健康づくり課保健予防係及び成人保健係	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考え		新設	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和8年6月1日	I 関連情報 9.特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 電話番号 027-382-1111(代表)	事後	